令和８年（フ）第１９６６号
名古屋市中川区長須賀３丁目1202番地　ルーチェ102号
債務者　北澤　綾乃
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８４号
名古屋市中村区中村中町１丁目22番地　アーバンハイツ中町２Ｂ号
債務者　永田　幹樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５４号
愛知県豊明市栄町南舘３番地1113　豊明ハイツ５号、従前の住所愛知県豊明市阿野町寺内83番地１　アクティ豊明Ａ棟201号
債務者　鈴木　浩志
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１０号
名古屋市千種区徳川山町１丁目３番２―502号　徳川山荘
債務者　辻村美登里
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３４号
名古屋市中川区中島新町４丁目1906番地の１コーポ内垣102号
債務者　中島　増実
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４号
愛知県犬山市大字羽黒字下大日８番地３
債務者　川嵜広志（法定代理人成年後見人　横山　敦也）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３３２号
広島県広島市南区東霞町17番７号　２Ｆ、破産手続開始申立時の住所岡山県倉敷市中畝八丁目15―17　ナウライフＢ201
債務者　栗栖　京介
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
長崎県長崎市上町２番25―703号、旧住所長崎県長崎市立山２丁目７―14　磯田アパート
債務者　西浦　満幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
北海道旭川市東光３条２丁目２番13号　コシ第２コーポラス101
債務者　高坂　将希
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月10日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０号
熊本県球磨郡五木村甲5815番地
債務者　森下　貴光
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第７１８２号
東京都調布市下石原２丁目59―24
債務者　玉谷　恵子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８４号
東京都江戸川区船堀３丁目12番８―305
債務者　錦織　麗奈
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１８９号
東京都品川区戸越６丁目20―17―503
債務者　惠木　理沙
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１８号
東京都江戸川区一之江４丁目17―７―102
債務者　長山めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２５号
東京都世田谷区北沢２丁目10―15―713
債務者　藤井　大士
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２６号
東京都葛飾区東新小岩２丁目６－８－103
債務者　新村　　直
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２７号
東京都練馬区貫井５丁目26―３―402
債務者　増子　富雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部